

内閣 第九五

七月十日 裁可 金



陸軍大將從二位大勲位功三級侯爵桂太郎

任内閣總理大臣兼大藏大臣

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

右 依願免本官
勅旨ヲ奉シ謹テ奏ス

明治四十一年七月十四日
陸軍大臣子爵寺内正毅公

本年一月優渥ナル

御沙汰ヲ蒙リ強テ留任仕共

得共輔弼ノ重責ハ病軀ノ

勝ユル処ニ之レナク日夜憂懼

仕共伏テ希クハ

天恩更ラニ 臣ガ辞表ヲ被

聞人良速カニ後任ヲ命ゼラレシコト

明治四十一年七月十四日

陸軍大臣子爵寺内正毅公

任事付

天恩更うニ 臣が辞表ヲ被

聞食速カニ後任ヲ命ぜられんコト

ヲ 臣公望 惴願ノ至リニ堪ズ 誠

恐誠惶頓首頓首

明治四十一年七月四日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

上

内閣 第九六

七月 二十 日



陸軍大臣陸軍大將正三位勲一等功一级子爵寺内正毅
臨時兼任外務大臣

從三位勲一等法學博士男爵平田東助
任内務大臣

從三位勲四等子爵岡部長職
任司法大臣